

法律名	熱供給事業法
施行年	昭和 47 年 H12 年改正
目的	この法律は、熱供給事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、熱供給を受ける者の利益を保護するとともに、熱供給事業の健全な発達を図り、並びに熱供給施設の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保することを目的とする。（第 1 条）
対象者	熱供給事業をおこなうもの
規制対象事業規模	加熱能力の合計が一時間当たり 21 ギガジュール以上
規制内容	<p>バイオマスでボイラー加熱して熱供給事業をする場合、この法律の適用を受けるが、大規模なものに限られる。「熱供給」とは、「加熱され、若しくは冷却された水又は蒸気を導管により供給すること」であり、「熱供給事業」とは、一般の需要に応じ熱供給を行なう事業をいう（第 2 条）。ただし、使用するボイラー等（ボイラー、ヒートポンプ、熱交換機、施行令第 1 条）の設備の能力が政令で定める基準以上（加熱能力の合計が一時間当たり 21 ギガジュール、施行令第 2 条）のものに限り、ひとつの建物だけに熱供給するものは除かれる。</p> <p>熱供給事業を始めるには、供給区域ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならない（第 3 条）。</p> <p>許可申請項目は次の通り（第 4 条）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所 <p>2 . 供給区域</p> <p>3 . 热供給施設に関する次の事項</p> <p>イ ボイラー、冷凍設備その他の政令で定める設備にあっては、その設置の場所、種類及び能力</p> <p>ロ 経済産業省令で定める導管にあっては、その設置の場所及び内径並びに導管内における水又は蒸気の温度及び圧力</p> <p>許可の基準は、その地域に需要があり、それに応じる熱供給能力があり、経理的基礎及び技術的能力があり、熱供給事業の計画が確実かつ合理的であるなど（第 5 条）。</p> <p>許可をうけてから、3 年以内で、経済産業大臣が指定する期間内に事業を始めなければならない（第 6 条）。</p> <p>許可条件の「供給区域」と「熱供給施設に関する次の事項」</p>

に変更があれば経済産業大臣の許可がいる（第7条）

届け出た事業法人の合併及び分割は、経済産業大臣の認可を受けなければならない（第9条）。

供給区域についての許可であるので、「正当な理由がなければ、何人に対しても、その供給区域における熱供給を拒んではならない。」（第13条）とあり、差別できない。

料金や供給条件については、設定変更に経済産業大臣の認可が必要（第14条）であり、その供給条件を守らねばならない（第15条）。

また、供給する水又は蒸気の温度及び圧力を測定し、その結果を記録しておかなければならない（第17条）。

また、省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならず、経済産業大臣がその技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように熱供給施設を修理・改造・移転、施設の使用の一時停止若しくは使用の制限を命ぜられることがある（第20条）。

水や蒸気の導管の設置又は変更の工事の際は、その工事計画を経済産業大臣に届け出なければならない（第21条）。さらに、導管の使用の開始前に、自主検査を行い、その結果を記録しておかなければならない（第22条）。

熱供給施設の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、保安規程を定め、事業の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない（第23条）。また、保安規程を変更したときは、変更した事項を経済産業大臣に届け出なければならない（第23条）。当然この保安規定は守らなければならない

財務計算に関する諸表、毎年二月の温水又は蒸気の温度及び圧力並びに毎年八月の冷水の温度及び圧力の測定結果、毎年末における主要な導管の設置の状況毎年の熱供給施設の事故を経済産業大臣に提出しなければならない（施行規則 第31条）

なお、熱供給施設は、都市計画法上のその他の都市施設として認められており、都市計画決定の対象となりうる（都市計画法第11条）。

備考	<ul style="list-style-type: none"> この法律の対象となる事業規模は21ギガジュール以上の熱供給であり、電力量に換算すると約6千キロワット時弱の規模（1メガジュール＝0.277778KWHで計算）。バイオマスでこれだけの熱供給をすることは少なく、適用の対象ならないことが多いと考えられる。 利用促進については新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法を参照。
資源分類	製材工場等残材、建設発生木材、製紙残差、生ごみ、林地残材
利用技術分類	熱化学的変換
ビジネスプロセス	事業計画、施設計画、事業開始時、運営管理（品質管理、安全管理）、販売
関連法	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法、都市計画法